

令和 2 年 第 6 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年6月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

- 日時  
令和2年6月25日(木) 午後3時00分～
- 会議の場所  
駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室
- 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
<del>5番 田村 進</del>	12番 上田 佳子	19番 塚澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	
- 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	<del>24番 宮下 修</del>
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸
- 欠席した委員(2名)

5番 田村 進	24番 宮下 修
---------	----------
- 議事録署名委員

14番 塩澤 徳江	15番 代田 和美
-----------	-----------
- 議事日程
  - 議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
  - 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第37号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)
  - 議案第38号 農用地利用集積計画の策定について(売買)
  - 報告事項 農地法第4条第1項第8号の規定による転用通知について
- 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次 長	大野	秀悟
主 査	出口	大悟
主 査	井上	幸代

○ 閉会

午後 3 時 4 0 分

午後3時00分 開会

局長 (竹村 正宣君)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年第6回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

堺澤会長、挨拶をお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

大変御苦労さまです。

任期も、いよいよあと1カ月を切ります。今日と7月の総会と2回限りを残すことになり、あっという間に3年が過ぎたわけですけど、どうですか。何かやり残したことがありますか。皆さん、大丈夫ですか。よくもう一度考え直してみてください。何かやり残したことがあれば、あと1カ月のうちにやっておかなきゃいけないのかな、そんなふうに思っております。

さて、先日の22日の日に長野県の農業会議の通常総会が松本で行われました。その席上、駒ヶ根市農業委員会に対して農業者年金の目標達成ということで感謝状と記念品を頂きました。私も4期12年ぐらいやっていたんですけど、初めて、農業者年金のあれで表彰いただけるっていうのは初めてだなあっていうふうに、そんなふうに思っております。それだけに、皆さんがそれぞれ努力いただいた結果のたまものじゃないかなあと、そんなふうに思っています。大変ありがたいなっていうふうに思っています。

ただ、問題は記念品で、記念品がシャディのカタログなんで、これ、どうしようかなと、後で、皆さんで何かカタログを見ながら、皆さんで分けられるものを何か考えればいいのかと、そんなふうに思っております。

そんなことで、農業者年金で表彰をいただきました。大変ありがとうございました。

それから、上伊那の協議会、また後ほど説明をしますけれども、先日ありまして、これまでですと、それぞれ代議員の皆さんに出席をいただいて、視察をいただいて総会ということになるんですが、今年は新型コロナの関係で書面議決ということにさせていただきます。それぞれ代議員の皆さんのお手元に先ほど配られたようですが、署名をいただきたいというふうに思っております。

上伊那の農業委員会のほうも2年任期で、今年度が改選期になります。そんなことで、私も上伊那の会長を2年間お世話になったんですが、足かけ4年ですか、今期で退任をさせていただくということで、新しく伊那の有賀会長が会長になるということでお決めをいただきました。いろいろ変わる時期でありますんで、そういったことを考えれば非常にいいのかなと、また新しい時代に向けて、やはりそれぞれの皆さんが頑張れる、そういった体制づくりをできれ

ばっていうふうに思っております。

今日は、いろいろまとめの段階になりますけれども、総会の議案、それから協議会のほう、よろしくお願いをしたいと思います。大変簡単ですけど一言御挨拶にさせていただきます。

よろしくお祈りします。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 11 番 西村功委員、お祈りします。

11 番 (西村 功君)

どうも御苦労さまです。

会議の前の一言ということですが、福岡においては、養命酒、それからサービスエリア、それから広域農道のあるところが大徳原自治組合というふうに言われております。この地域は、戦後間もなく 30 戸が開拓からスタートして、一時、酪農では一時代を築いたような地域です。私の子どもの頃、昭和 30 年代においては福岡全体で牛を飼っておりまして、私のうちも含めて近所はみんな牛を飼っていたと、そんな印象があります。それで、毎日「南酪」という車が乳を集めに回っていたというような記憶もあります。

大徳原では、福岡で 10 年前からただ一人、酪農を続けていたお宅があるんですが、いよいよ今年をもっておやめになるということになりまして、福岡では酪農家がゼロになったという状況です。

それから、この家から直線で約 200~300m になりますか、サービスエリアを挟んで南割の地籍には、前の農業委員会でお話のありましたシイタケのコンテナ栽培、これで新しく新規就農ってというような形でスタートがされているというような、少し動きがあるのかなあと思っております。

農業も時代とともに変化をせざるを得ないということで、皆さん御承知のようにスマート農業ですか、担い手の不足の解消や営農の効率化ということで、ロボットや ICT、情報通信技術の活用というようなことが期待をされてくるわけですけれども、今日も、この会議の前にハイブリッドのラジコン草刈り機の実演が南割でありました。そんなことでだんだん進んでいくのかなあとということです。

ちなみに、お値段のほうは 360 万円ほどするっていう状況です。

もう一つ、身近な話としてはドローンの活用ということが今までも話題になっていますけれども、直接農作業に活用するっていうことはもちろん大切ですが、前から言われているように、私たちの農地の利用状況を調査する、これにも活用ということをやはり具体的に取り組んでいく段階になってきて

いるのかなあというような感じもしております。

特に、ドローンについては、地元の駒ヶ根工業高校、こちらの生徒との連携というようなことに取り組んでいただければ、両者に大きなメリットが期待されるという取組かなあというふうに思います。

最後に、蛇足ですけれども、固定資産の課税では、いわゆる航空写真というのを使っておりまして、取扱いは上伊那の広域連合になっているようですけれども、こちらの活用も農業委員会の事務の効率化ってというような観点から検討する必要があるのかなあというふうに思います。

以上、一言です。

それでは、お手元の憲章ということでお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより令和2年6月1日付、告示第7号をもって招集した令和2年第6回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

5番 田村進委員、24番 宮下修推進委員より欠席の旨の届出がありました。お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において14番 塩澤徳江委員、15番 代田和美委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの東1筆319㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は住宅の新築を計画していたが、妻の両親と同居することになり住宅の新築を断念した、承継計画は、アパート住まいである承継者が住宅の新築を計画したため住宅用地として転用したいというものでございます。

同日、5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

15番 (代田 和美君)

ここは、もともと住宅を建てる予定でしたので、ただ所有者が変わるっていうだけなので、特別問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中沢区の上割1筆866㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は市外に居住しており管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

22番 (北原 実君)

この場所は、場所的には大曾倉へ上っていくほうのところの左側にちょっと滝みたいなところがあるんですよね。そこを■■■■さんっていう人が周りの一帯を整備しながら進めているんですけども、元の■■■■さんっていう方は■■■■のほうへ移られているんですけども、その方は耕作ができていないということで■■■■さんが面倒を見ていたようです。その辺をはっきりしたほうが良いということで、■■■■さんがこの農地を取得して花を植えたり野菜を植えたりというようなことで、有効に活用していきたいというように聞いております。場所的にも、そういうふうに荒地を活用されていくということで、いい方向のことなので、特に問題はないというふうに思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第34号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書5ページをお開きください。

農地法第4条の規定により許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。



1件でございます。

場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

地図上では申請地の住宅が申請者とは別の方のお名前になっておりますが、こちらを地図上の■■■■さんという方から今回の申請者であります■■■■さんへ相続されておりますので、御承知おきください。

また、併せて今回の申請地、住宅敷地につきましては、今回の申請部分以外につきましては、既に過去に農地転用の許可済みですので、そちらのほうも併せて御承知おきください。

場所につきましては、東伊那区、■■■■の東2筆284㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地での追認申請となります。

理由でございますが、申請人は、相続した申請地において当該建物が建築された当時、必要な手続については建築会社に任せていたが、今回、農地法の手続が取られていないことが判明したため、手続を行い住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分としましては、■■■■につきましては3種農地、上下水道管埋設、近くに■■■■、■■■■あり、■■■■につきましては1種農地、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

8 番 (村上 英登君)

先日、湯澤委員と現地を確認しました。

先ほど来、言われたとおり、申請人の■■■■さんは■■■■さんの■■■■で、■■■■に住んでいるので、ここには住んでいませんので、いろいろ活用をしたいということで申請がありました。あと、空き家バンクの活用も含めて、ここを貸すようにするという事です。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

11番 (西村 功君)

建物の建築された時期っていうのはいつでしょうか。

主 査 (出口 大悟君)

すみません。ちょっと確認しておりませんので、確認させていただいて、後ほど御報告いたします。

会 長 (堺澤 豊君)  
西村委員、いいですか。

11番 (西村 功君)  
はい。

8番 (村上 英登君)  
はっきりした時期っていうのはちょっと私も分からないんですけど、かなり古い——かなりでもないのかなあ、昭和40年代ぐらいの建物の感じでした、古いね。

会 長 (堺澤 豊君)  
後で、事務局で確認してください。

主 査 (出口 大悟君)  
はい。

会 長 (堺澤 豊君)  
ほかに。

事務局にちょっとお聞きしたいけど、2筆のうち3種農地と1種農地があるんだけど、1種農地の面積は1筆で149㎡っていう非常に小さい面積なんだけど、これ、土地改良事業をやった場所があるんだね。

主 査 (出口 大悟君)  
そうです。

会 長 (堺澤 豊君)  
筆数は小さいけど。

主 査 (出口 大悟君)

失礼しました。私、先ほど1種農地の根拠を土地改良事業とお伝えしてしまいましたが、誤りまして、今回の申請地においては土地改良事業が行われていないんですけれども、すみません、10ha以上の集団の農地の一部をとっておりますので、それを根拠として1種農地としております。失礼しました。

すみません。そうしましたら、資料の「農地区分」欄の「1種農地」の下に「(土地改)」となっているんですけれども、こちらのほうを「土地改」ではなくて「10ha以上」と訂正をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

10ha以上の集団の農地は1種農地に入るんで、土地改良をやったところじゃなくて。だから、周りは全部農地になっています。

ほかに質問、意見。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 35 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書 7 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 3 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 8 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

今回の申請目的につきましては住宅となっておりますが、今回、申請地と申請地の北側、XXXXXXXXXXさんという方の住宅敷地がございますが、こちらのほうにまたがって住宅を建築するような形となっております。

場所につきましては、北割 2 区、XXXXXXXXXXの西 1 筆 87 m<sup>2</sup>になります。

7 ページへお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであり手狭になってきたため住宅の新築を計画したが、父が体調不良であることから近くに住みたいと考え両親の住宅の南側である当地を使用したい、貸付人は息子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種となっております。不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 8 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

北割 2 区、XXXXXXXXXXの西 1 筆 241 m<sup>2</sup>になります。

今回の申請地東側の農地部分につきましては、既に農地転用許可済みとなっておりますので、御承知おきください。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが結婚するため住宅を新築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は県外に住んでおり遠方で農地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の東1筆319㎡になります。

7ページへお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり手狭になってきたため住宅の新築を計画したことから当地を取得したい、譲渡人は住宅を新築するという当初の農地転用計画が実行できなくなったところから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種となっております、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上3件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明を1番から順次お願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番は、地図で見ていただくように、新しく[REDACTED]ができましたが、その[REDACTED]と[REDACTED]のところ、ちょうど[REDACTED]、それから少し西に行くと[REDACTED]があるところであります。御説明がありましたように、親子で、お子さんが家を建てたいということで、現状もここは住宅街ですので、問題ないと思います。

続いて2番目のところですが、5-2のところ、[REDACTED]の西側であります。本当にここは住宅街でありまして、第1住居地域ということで、先ほどお話がありましたけれども、この東側のところも農地転用が終わって建てたいということで話が通っております。ちょうど[REDACTED]さんとか[REDACTED]のグラウンドとか、そういう場所ですので、特に問題ないかと思っております。

15番 (代田 和美君)  
先ほども説明したように、建築する人たちが変わるというだけなので、特別問題ありません。

会長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
事務局に1件お聞きをしますけど、2番目の案件で譲受人が連名で2人になっているんだけど、これは、許可はいいんだけど、これ、2人で申請するっていうことは、これ、登記だとか、あるいは住宅を建てた以降も登記上は2人で登記するっていう、そういうことになるんですか。

主査 (出口 大悟君)  
会長が今おっしゃったように、土地の名義につきましても共有になるというような申請だと思われま。

会長 (堺澤 豊君)  
ほかに。  
まあ、2人で登記すると面倒は面倒だけど……。

6番 (小原 茂幸君)  
結婚してだから、共有登記にするという話のようです。

会長 (堺澤 豊君)  
ほかに質問はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第36号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第37号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主査 (井上 幸代君)  
初めに、すみません、13ページの内容について御説明をしたいと思います。

13 ページのほうなんですけれど、円滑化の貸借を受付中の2月までにJAさんに貸借の手続を出していただいて、JAさんでも受付の処理をして計画作成依頼を頂いていた分で、主に市外の方の対応の分になるんですけど、こちらの14件について該当する月の案件から落としてしまっていたことを確認しましたので、すみません、今回の議案でお願いしております。該当する月に遡っての契約ということをお願いします。

この時期に御迷惑をおかけして大変申し訳ありません。

議案書の10ページにお戻りください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）について御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和2年の6月30日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが1万4,791㎡、畑が5,907㎡、合計で2万698㎡でございます。

貸手が13、借手が10です。

2番3番の表につきましてはお目通しいただき、11ページから13ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

会 長 （堺澤 豊君）

貸し借りの関係、ちょっと一覧を目通しいただきたいのと、それから、13ページの14件については、これ2月の受付で済んでいたやつが今までの審議の中で落ちていた部分でありますので、了承をいただきたいと思います。

質問、御意見あればお出しをいただきたいと思います。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （堺澤 豊君）

なければ、議案第37号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （堺澤 豊君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第38号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 （大野 秀悟君）

それでは議案書14ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、6月4日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和2年の6月30日付で、田んぼが5,350㎡、合計も同じで5,350㎡であります。

売手が1、買手が1でございます。

15ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるというものでございます。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期は、それぞれ令和2年の7月20日ということで、対価につきましては■■■■ということでございます。

取得後の目的につきましては、水田の予定でございます。

売買対象地につきましては、16ページをお開きいただきまして、議案第38号と書いてある下の部分でございます。こちら、■■■■の北西になります。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

農地あっせん会議が開かれていますので、農地あっせん審査会の土屋会長から補足説明をお願いします。

20番 (土屋 澄一君)

ただいま事務局のほうから御説明のあったとおりで進行いたしまして、7月の20日に決済、引取りという段取りになって進めております。

地元の小松委員に出席いただきまして、6月4日にあっせん委員会が開催されました。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (小松 由喜一君)

今、事務局からも説明のとおりですけれども、一応、これは農地の所有者が開発公社のほうに売っているんですが、もう買われる方がここを作られておりますので、特に問題はないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 38 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、報告事項に入ります。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書の 17 ページを御覧ください。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出がありましたので、御報告をさせていただきます。

場所につきましては 18 ページの左側を御覧ください。

報告事項-1 で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 397 m<sup>2</sup>のうち 163.17 m<sup>2</sup>になります。

17 ページにお戻りください。

届出目的でございますが、農業用倉庫が 2 棟。

内容でございますが、農業用資材の格納を目的として当地に農業用倉庫を設置したいというものでございます。

以上、御報告をさせていただきます。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さん、何か補足説明があれば。

17 番 (小松 由喜一君)

農業の資材とか機械なんかを置くところなんで、特に問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

報告事項ですけど、何か質問、御意見あればおだしをいただきたいと思いません。

ちょっと事務局に 1 件確認です。

申請されているところは、これ、地図の黒塗りにされているところだよ。斜線引いてあるところはどういう意味ですか。

主 査 (出口 大悟君)

失礼しました。説明が不足しておりまして申し訳ありません。

黒で塗り潰したところが今回の申請地なんですけれども、建物のうち、この下の建物については、塗り潰した部分と斜線部分があるんですが、これを合わ



せて1つの建物なんですけれども、斜線部分については、農地ではなくて宅地に建てられている部分でして、塗り潰した部分からが農地に該当するところがあります。なので、今回の下の建物は宅地と農地にまたがって建築されるような部分になっておりますので、農地以外の部分については斜線で表示させていただきました。すみませんでした。

会 長 (堺澤 豊君)

ちょっと事務局の説明が足りなかったんで、そういう意味だそうですね。よろしいでしょうか。

22番 (北原 実君)

農業用倉庫つつうのを建てたときの後の地目つつうのは、やっぱり農地、ここでいう台帳上は田んぼですね。その後、現況が畑から何か農業施設に変わるだけなのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

主 査 (出口 大悟君)

農業用倉庫の場合でも、本来であれば地目は農地以外から別のものに変えるのが正しい手続かなと思うんですけれども、ただ、農業用倉庫、施設の場合には、1筆全体に許可が出ているわけではなくて、農地として使わない部分のみに届出いただいて、こちらのほうで把握しているものなので、実際に地目を変えとなると、1筆のうち届出いただいた部分だけ分筆して、その部分であれば地目を変えることができると思うんですけれども、今回のような場合、1筆のうち内面積で届出が出ている場合には、実際に登記地目を変えるっていうのは難しいかなあと思います。ただ、分筆すれば地目を変えることは可能だと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

北原委員、よろしいですか。

主 査 (出口 大悟君)

失礼しました。地目ですかね？農地の後、何の地目になるか。失礼しました。

法務局の判断だと思うんですけれども、一般的には、恐らく宅地ですとか、そういうものになるのかなあと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

現状は、地目は農地だよ。これは、課税対象は農地じゃなくて宅地並み課税にするかもしれないね、税務課は。

農地法が改正されて、一昨年かな、いわゆるハウス、あるいは温室の中いわゆる通常のコンクリートを打ってあったりなんかしても農地としてみなすことになっているんで、一応、農地法の中では、農業用施設、こういった建物のハウス等も農地として扱う、そういうことです。

会 長

ほかに何か質問あれば。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(堺澤 豊君)

ただいまの件については報告事項ですんで、御承知いただきたいと思います。

以上をもちまして総会に付議された議題は全て審議が終了しました。

これにて令和2年第6回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午後3時40分 閉会